

# 協会けんぽ やまなし

職場内で掲示・回覧をお願いします。



## 保険料率引き下げに繋がるよう取り組みましょう! インセンティブ(報奨金)制度

### 【インセンティブ制度とは】

インセンティブ制度とは、加入者および事業主の皆様の取組に応じて「インセンティブ(報奨金)」を付与し、各都道府県支部の2年後の健康保険料率に反映させるものです。

5つの評価指標に基づき、全都道府県の47支部が順位づけされます。

◎上位15支部には、支部ごとの順位に応じた報奨金が付与されます。

### 山梨支部総合順位

(令和5年度実績データ)

16位 /47支部



※今回の実績は、令和7年度の保険料率に反映されます。

山梨支部総合順位  
(令和4年度実績データ)

44位 /47支部

詳細はこちら▶



### <インセンティブ評価の順位>

|   | 評価指標           | 今回順位 | 前回順位 |
|---|----------------|------|------|
| 1 | 特定健診等の受診率      | 7位   | 10位  |
| 2 | 特定保健指導の実施率     | 14位  | 42位  |
| 3 | 特定保健指導対象者の減少率  | 35位  | 39位  |
| 4 | 要治療者の医療機関受診率   | 8位   | 47位  |
| 5 | ジェネリック医薬品の使用割合 | 34位  | 35位  |

### 【保険料率引き下げに繋がる取り組み】

- ①健診を毎年受診する
- ②保健指導を利用する(対象者のみ)
- ③健診結果等を参考に生活スタイルを見直す(食事改善・適度な運動等)
- ④健診結果で要治療または要再検査となったら、早急に医療機関を受診する
- ⑤お薬の処方を受けるときは、ジェネリック医薬品を選択する



# 令和7年度も“お得に”健診を受けませんか？

元気で健康な暮らしを続けましょう！



協会けんぽの補助が受けられる健診が2種類あります。

## 生活習慣病予防健診（一般健診）

○対象 **35歳～74歳** の被保険者（ご本人）

○自己負担額 最高 **5,282円**

ご案内は  
緑色の封筒 >>  
3月下旬に送付



## 付加健診

○対象 **40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳** の  
一般健診の受診者

○自己負担額 最高 **2,689円**

## 特定健診

○対象 **40歳～74歳** の被扶養者（ご家族）

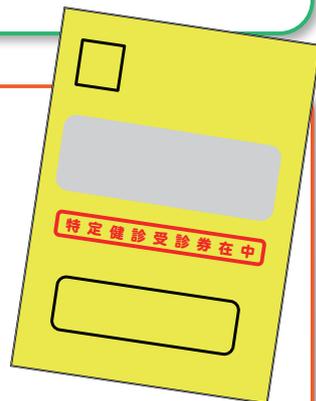
○補助金額

基本的な健診のみ 上限 **7,150円**

詳細な健診付き 上限 **10,550円**

ご案内は  
黄色の封筒 >>  
4月頃に送付

※補助の上限を超えた分は自己負担となります。



## 被扶養者異動届の提出はお済みですか？

4月は、扶養のご家族（被扶養者）が就職等を理由に、ご自身で勤務先の健康保険に加入することが多い時期です。被扶養者の異動がある場合は、お手続きが必要です。

### <事業所の方へのお願い>

① 従業員様に**被扶養者の異動の有無**をご確認ください。

② 扶養解除の場合

「被扶養者（異動）届」を**日本年金機構**へご提出ください。

※保険証または資格確認書をお持ちの方は、「被扶養者（異動）届」と一緒に**日本年金機構**へご提出ください。

△ 扶養解除日以降に保険証または資格確認書を使用し、医療機関を受診された場合、協会けんぽ負担分の医療費（総医療費の7～8割）をお返しいただきます。なお、健診で使用された場合も同様です。